

## 資料 医療的ケア児等支援部会会議資料 (津島)

### 1. 地域で医療的ケア児等コーディネーター

「医療的ケア児等コーディネーター」は、医療的ケア児等の支援を総合調整します。そのため、研修受講の対象者は、主に相談支援専門員、保健師、訪問看護師等を想定しています。また、この医療的ケア児等コーディネーターには、医療的ケア児等に対する専門的な知識と経験に基づいて、支援に関わる関係機関との連携（多職種連携）を図り、とりわけ本人の健康を維持しつつ、生活の場に多職種が包括的に関わり続けることのできる生活支援システム構築のためのキーパーソンとしての役割が求められている。そのため、地方公共団体などにおいて重症心身障害児者等及び医療的ケア児の支援をコーディネートする者を育成している。研修会を修了した者に修了証書を交付している。取得後は障害児通所支援事業所、保育所、放課後児童クラブ、学校等において、医療的ケア児等の支援ができる人が望ましい。

文献：厚生労働省「医療的ケア児等コーディネーター養成研修 実施の手引き」より  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakujouhou-12200000-Sh..>

### 2. 特別支援教育コーディネーター

各学校の校長は、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を「特別支援教育コーディネーター」に指名し、校務分掌に明確に位置付けなければならない。特別支援教育コーディネーターは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う。

### 3. 養護教諭に求められるコーディネーター機能

平成 20 年（2008 年）年 1 月 17 日の中央教育審議会答申において、「子どもの現代的な健康課題の対応に当たり、学級担任、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、スクールカウンセラーなど学校内における連携及び地域の関係機関（教育関係機関・保健福祉機関・医療機関等）との連携を推進することが必要となっている中で、**養護教諭はコーディネーターの役割を担う必要がある。**」ことが、養護教諭の専門性として提言された。さらに、「学校内外のコーディネーターとしての役割を採用当初から実践できる資質を有する必要がある。」ことが求められた。

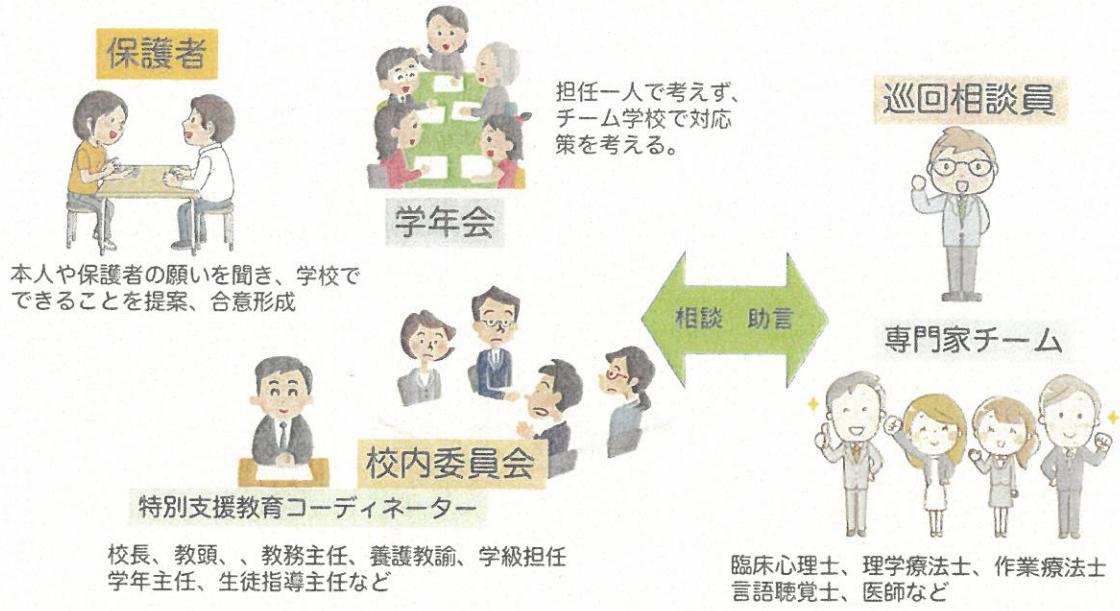


図 2-5 実施指導体制（出典：:egurat,hateblo.jp）全国医療的ケア児者協議会フローレンス確認必要（看護師・介護福祉士未記入）

